



看護行政の動向

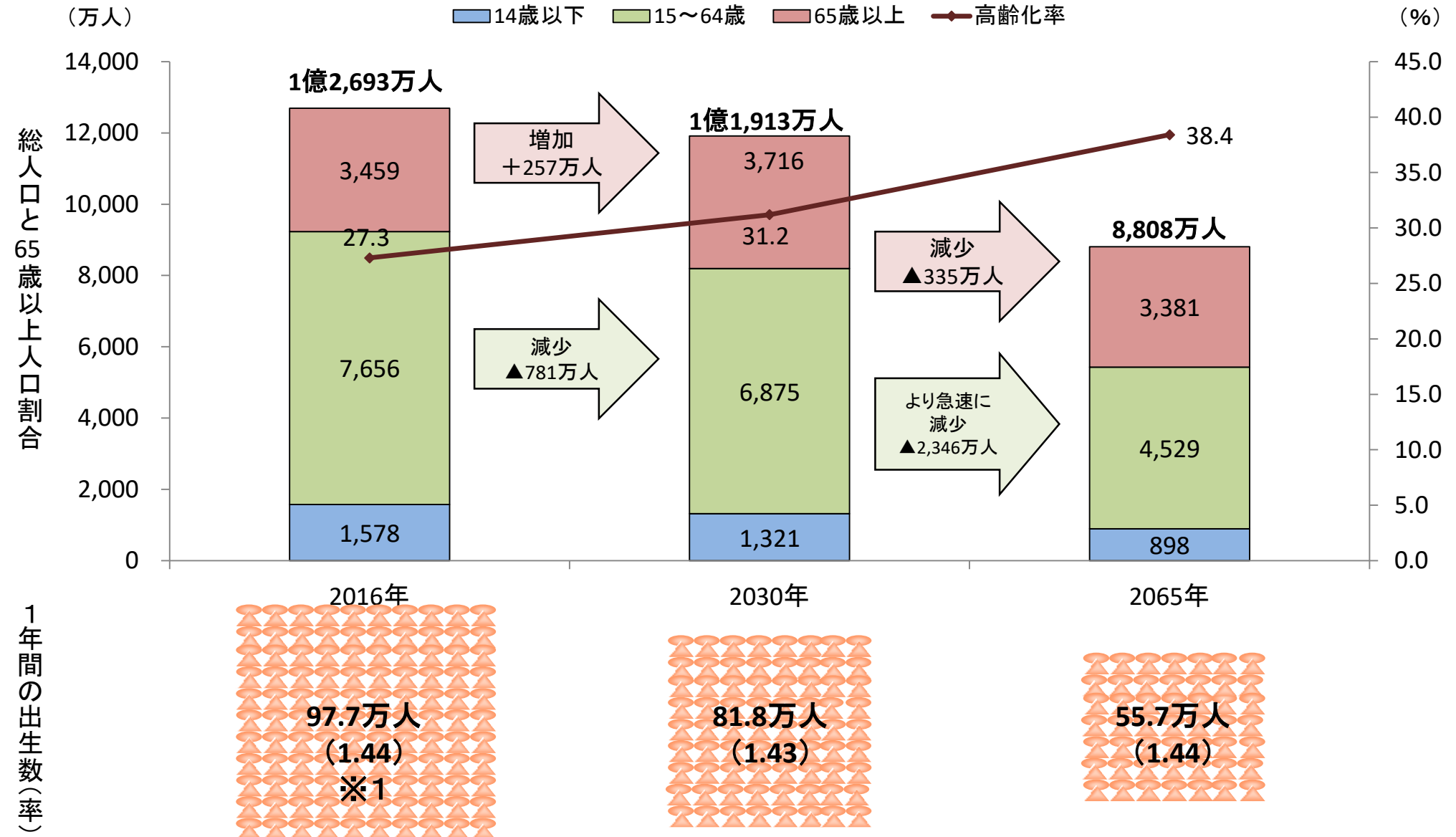
医政局看護課
教育体制推進官
五十嵐 久美子

本 日 の 内 容

- 1．保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正
- 2．看護職員の就業状況と確保対策について
- 3．国家試験について
- 4．行政処分・再教育研修について

1. 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正
2. 看護職員の就業状況と確保対策について
3. 国家試験について
4. 行政処分・再教育研修について

今後の人口構造の急速な変化

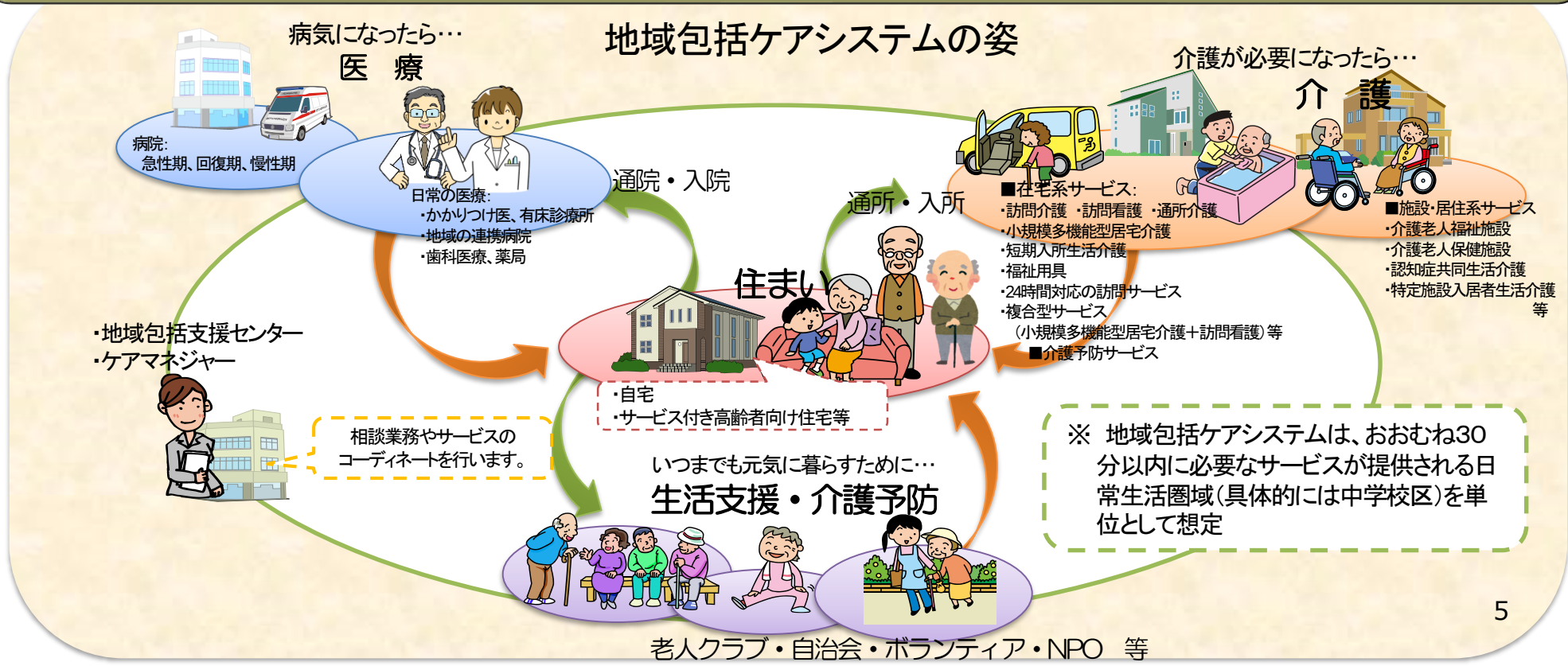


（出所）総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）：出生中位・死亡中位推計」（各年10月1日現在人口）
厚生労働省「人口動態統計」

※1 出典：2016（平成28）年人口動態統計

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



看護基礎教育検討会の趣旨①

背景

- ◆ 少子高齢化が一層進む中で、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの推進に向け、人口及び疾病構造の変化に応じた適切な医療提供体制の整備が必要である。
- ◆ 患者のケアを担う看護職員の就業場所は、医療機関に限らず在宅や施設等へ広がっており、多様な場において、多職種と連携して適切な保健・医療・福祉を提供することが期待されており、患者の多様性・複雑性に対応した看護を創造する能力が求められている。
- ◆ 保健師においては、保健・医療・福祉・介護等の各分野及び関係機関、住民等との連携及び協働を支え、持続可能でかつ地域特性を活かした健康なまちづくり、災害対策等を推進することが求められ、助産師においては、周産期医療の高度化がさらに加速する中で、女性の生涯における性と生殖について、家族や地域社会に広く貢献することが期待されている。
- ◆ 看護師については、共通して求められる知識や能力が培われるよう教育カリキュラムを拡充し、准看護師については、プライマリ・ケアや介護の現場でより活躍できるよう教育カリキュラムを見直す必要がある。
- ◆ また、「医師の働き方改革に関する検討会」が平成29年8月に設置され議論が開始されており、医師-他職種間等で行うタスク・シフティング（業務の移管）の有効活用についても指摘されている。

看護基礎教育検討会の趣旨②

目的

本検討会においては、看護職員を取り巻く状況の変化及び現在の教育実態を踏まえ、将来を担う看護職員を養成するための看護基礎教育（※）の内容と方法について、具体的な検討を行うことを目的とする。 ※保健師、助産師、看護師、准看護師について

検討事項

- 看護基礎教育を取り巻く現状と課題
- 将来を担う看護職員に求められる能力
- 免許取得前に習得すべき能力を養うために必要な教育内容と方法
- 教育の多様性への対応（教育方法、教育体制等）
- 今後の教員や実習指導者等のあり方

スケジュール

平成30年4月 第1回検討会開催

看護師、保健師、助産師、准看護師の各WGを順次開催

令和元年10月 報告書公表

看護基礎教育検討会報告書概要（令和元年10月15日報告書）

背景

人口及び疾病構造の変化を踏まえた地域
包括ケアシステム構築の推進に向けた
適切な医療提供体制の整備が必要

目的

将来を担う看護職員を養成するための看護基礎教育の
内容と方法について、現行の養成課程の枠組みを
維持しつつ、具体的な検討を実施

教育内容等の見直し

【保健師】令和4年（2022年）度より適用

- ・健康課題を有する対象への継続的な支援をする能力や社会資源を活用できる能力、施策化する能力を強化するため、公衆衛生看護学、保健医療福祉行政論の内容を充実。
- ・産業保健・学校保健等の保健活動の場の拡大に伴う実習施設の拡大。

⇒ 総単位数を28単位から31単位に充実

【助産師】令和4年（2022年）度より適用

- ・ハイリスク妊産婦への対応や、異常を予測し緊急時に対応できる能力を強化するため、助産診断・技術学の内容を充実。
- ・地域における子育て世代への支援、産後4か月程度までの母子のアセスメントを行う能力を強化するために地域母子保健の内容を充実。

⇒ 総単位数を28単位から31単位に充実

【看護師】3年課程は令和4年（2022年）度 2年課程は令和5年（2023年）度より適用

- ・コミュニケーション能力、臨床判断や倫理的判断に必要な能力、情報通信技術（ICT）を活用するための基礎的能力の強化に関する内容を充実。
- ・対象や療養の場の多様化に対応できるように内容を充実させ「在宅看護論」を「地域・在宅看護論」に名称変更。

⇒ 総単位数を97単位から102単位に充実

【准看護師】令和4年（2022年）度より適用

- ・看護師教育との連動を考慮し、「准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」を新たに策定
- ・在宅等の多様な場における療養生活を支援する視点の重要性を明確化。
- ・介護福祉士課程において既に履修した科目の履修を免除。

⇒ 時間制及び総時間数（1,890時間）を維持

教育体制・教育環境等の見直し

- ・多様な実習施設における実習の推進を図るための実習施設の要件を一部緩和
- ・情報通信技術（ICT）の進展等に応じた遠隔授業等の実施が可能である旨の明示
- ・講義、演習、実習の教育方法の工夫を図れるよう看護教員養成講習会のプログラムを見直し など

今後の課題

今回の改正事項について必要な検証を行い、対象や療養の場の多様化に対応できる看護職員養成のための教育内容及び方法の継続的な検討を行う

保健師 教育内容の変遷

- 臨地実習を各科目の教育方法の1つと位置づけ（2ヶ月以上から実習180時間を含めた総時間数へ）

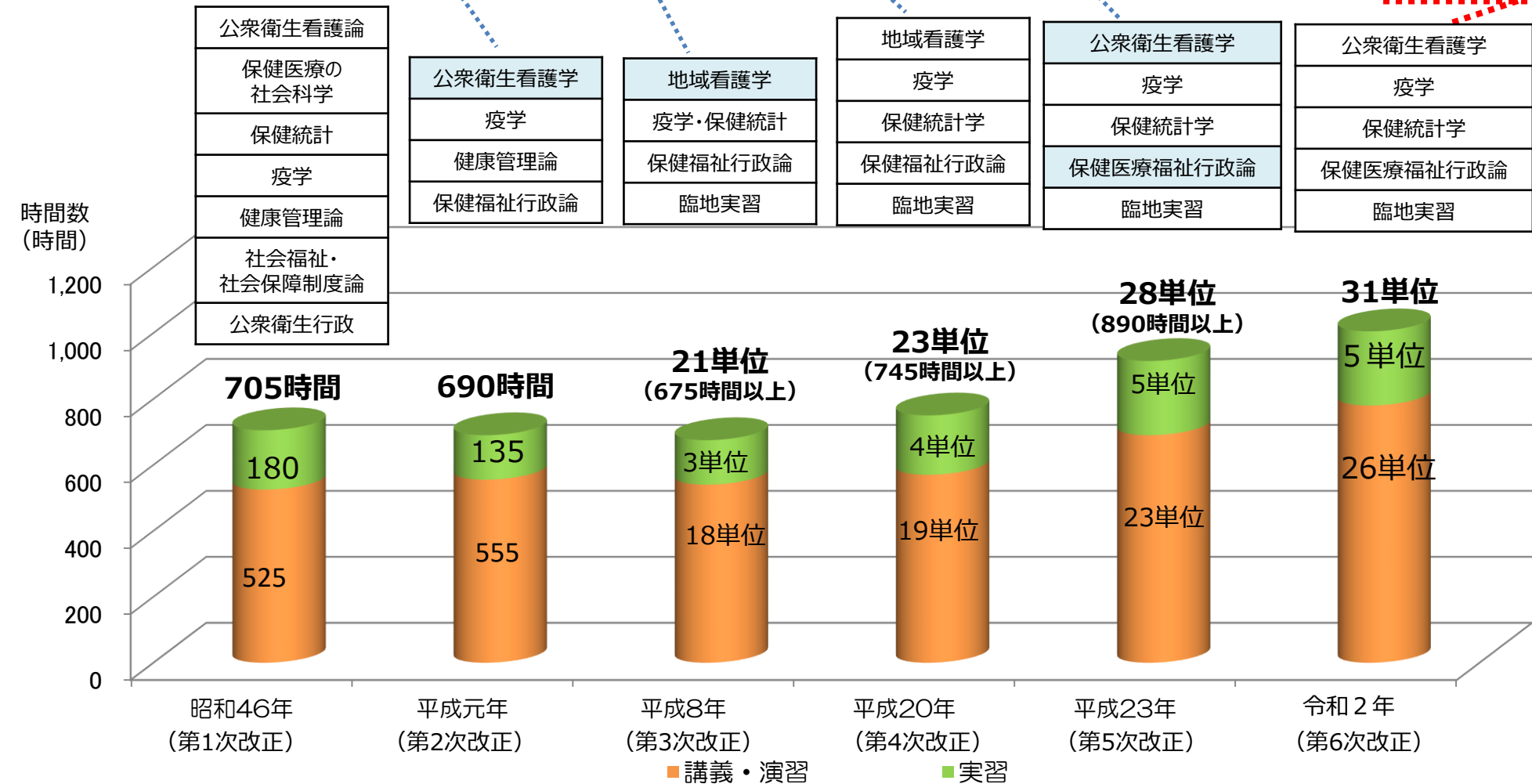
- 4科目に整理統合
- 公衆衛生看護学の下位科目として、地区活動論、家族相談援助論、保健指導各論などを位置づけ

- 単位制導入
- 公衆衛生看護学を地域看護学に改正
- 研究60時間と備考に明示していたものを削除

- 総時間数を増加
- 「個人・家族・集団の生活支援」など具体的な教育内容を明示
- 卒業時の到達目標と到達度を通知で明示

- 修業年限を6ヶ月以上から1年以上へ延長（総単位数増加）
- 地域看護学を公衆衛生看護学に改正
- 産業保健や学校保健における組織への支援を明確化するために、「個人・家族・集団・組織の支援」に改正
- 医療に関する内容を明確化するために、「保健医療福祉行政論」に改正

- 公衆衛生看護学、保健医療福祉行政論の単位数を増加
- 実習前後の講義や演習による教育内容の充実
- 保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度のレベルの引き上げ



保健師課程の教育内容見直しのポイント

主なポイント

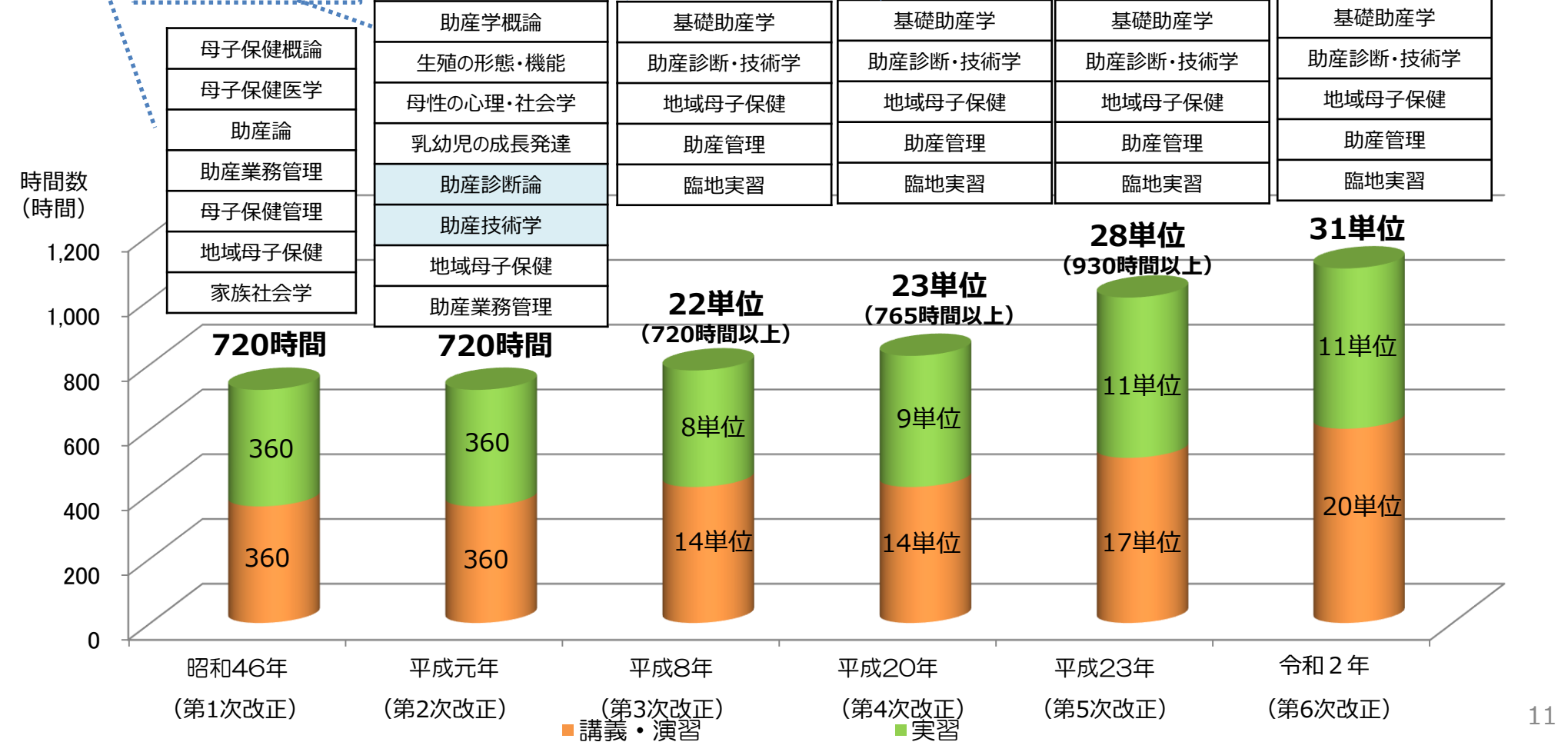
保健師助産師看護師学校養成所指定規則 別表 1 (案)

教育内容	単位数
公衆衛生看護学	18 (16)
公衆衛生看護学概論	2
個人・家族・集団・組織の支援 公衆衛生看護活動展開論 公衆衛生看護管理論	} 16 (14)
疫学	2
保健統計学	2
保健医療福祉行政論	4 (3)
臨地実習	5
公衆衛生看護学実習	5
個人・家族・集団・組織の支援実習	2
公衆衛生看護活動展開論実習 公衆衛生看護管理論実習	} 3
総計	31 (28)

- ・ 総単位数を28単位から31単位に充実（総時間数は削除）
- ・ 昨今の災害の多発、児童虐待の増加等の中、疫学データ及び保健統計等を用いて地域をアセスメントし、健康課題への継続的な支援と社会資源の活用等の実践能力を、事例を用いた演習等により強化できるよう公衆衛生看護学の内容を充実
- ・ 施策化能力を強化するため、保健医療福祉行政論において政策形成過程について事例を用いた演習等により充実
- ・ 産業保健・学校保健における活動の展開や、健康危機管理等で求められる能力を演習を通して強化することをガイドラインの留意点に明記

助産師 教育内容の変遷

- 臨地実習を各科目の教育方法の1つと位置づけ（21～22週以上から実習360時間を含めた総時間数へ）
- 科目の大幅な組み替え（助産診断学、助産技術学を中心に、新たな科目を設定）
- 単位制導入
 - 備考欄の分娩取扱いに関する表記を「10回以上」から「10回程度」に変更
- 総時間数を増加
 - 備考欄の分娩取扱いに関する表記を詳細に変更（正常産・経膈分娩・頭囲単胎、分娩時期を明記）
- 修業年限を6ヶ月以上から1年以上へ延長
 - 助産診断・技術学、助産管理、臨地実習の単位を増加
- 助産診断・技術学、地域母子保健の単位数を増加
 - 助産師教育の技術項目と卒業時の到達度を新設



助産師課程の教育内容見直しのポイント

保健師助産師看護師学校養成所指定規則 別表2（案）

教育内容	単位数
基礎助産学	6（5）
助産診断・技術学	10
地域母子保健	2
助産管理	2
臨地実習	11
助産学実習	11
総計	31（30）

主なポイント

- ・ 総単位数を28単位から31単位に充実（総時間数は削除）
- ・ 周産期のメンタルヘルスやハイリスク妊産婦への対応、正常からの逸脱の判断や異常を予測する臨床判断能力、緊急時に対応できる実践能力を養うために助産診断・技術学の内容を充実
- ・ 産後うつや虐待等の支援として、地域における子育て世代を包括的に支援する能力が求められていることから、産後4か月程度までの母子のアセスメントを行う能力を強化するために地域母子保健の内容を充実

看護師 3 年課程 教育内容の変遷

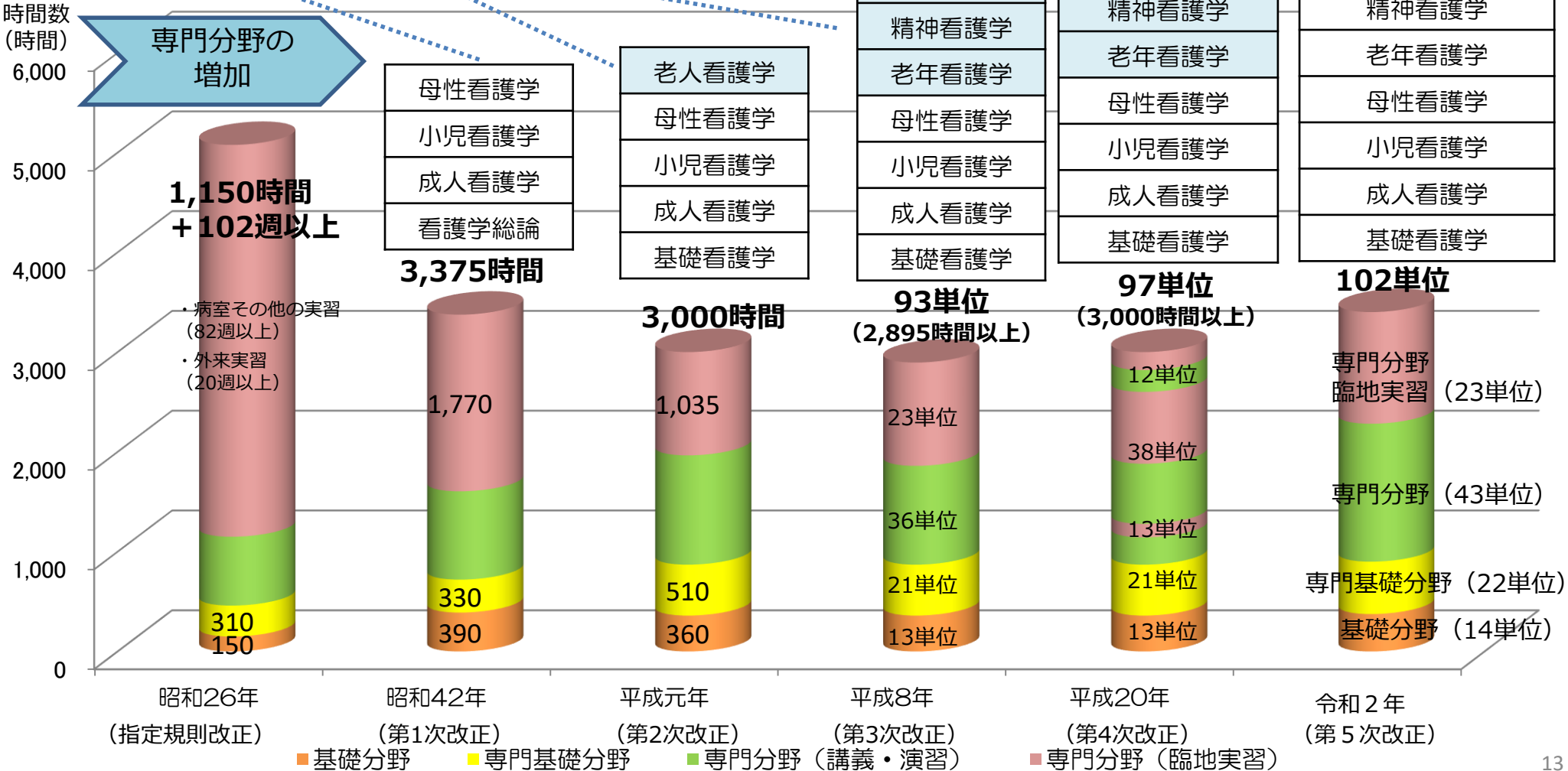
- ・ 専門科目として看護学が独立
- ・ 臨床実習を各学科目の授業に組み込み

- ・ 専門科目は看護学のみ
- ・ 精神保健・老人看護学を科目立て
- ・ 授業時間数を減少
- ・ カリキュラム上のゆとりを強調

- ・ 教育科目から教育内容による規定に変更
- ・ 単位制の導入
- ・ 統合カリキュラムの提示
- ・ 専任教員の専門領域担当へ変更
- ・ 実習施設の充実と拡大

- ・ 統合分野の創設
- ・ 各分野での教育内容の充実
- ・ 看護基礎教育の技術項目について卒業時の到達度を明確化

- ・ 在宅看護論を地域・在宅看護論に改正
- ・ 専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野の区分を1つにし、専門分野に改正



看護師 3 年課程の教育内容見直しのポイント

保健師助産師看護師学校養成所指定規則 別表 3 (案)

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	14
	人間と生活・社会の理解	
専門基礎分野	人体の構造と機能	16
	疾病の成り立ちと回復の促進	
	健康支援と社会保障	6
専門分野	基礎看護学	11
	地域・在宅看護論	6 (4)
	成人看護学	6
	老年看護学	4
	小児看護学	4
	母性看護学	4
	精神看護学	4
	看護の統合と実践	4
	臨地実習	23
	基礎看護学	3
	地域・在宅看護論	2
	成人看護学	4
	老年看護学	
	小児看護学	2
	母性看護学	2
	精神看護学	2
	看護の統合と実践	2
総計		102(100)

主なポイント

- ・ 総単位数を97単位から102単位に充実
(総時間数は削除)
- ・ 情報通信技術 (ICT) を活用するための基礎的能力やコミュニケーション能力の強化に関する内容を充実
- ・ 臨床判断能力や倫理的判断等に必要な基礎的能力の強化のため解剖生理学等の内容を充実
- ・ 対象や療養の場の多様化に対応できるよう内容を充実し、「在宅看護論」を「地域・在宅看護論」に名称変更
- ・ 各養成所の裁量で領域ごとの実習単位数を一定程度自由に設定できるよう、臨地実習の単位数を設定

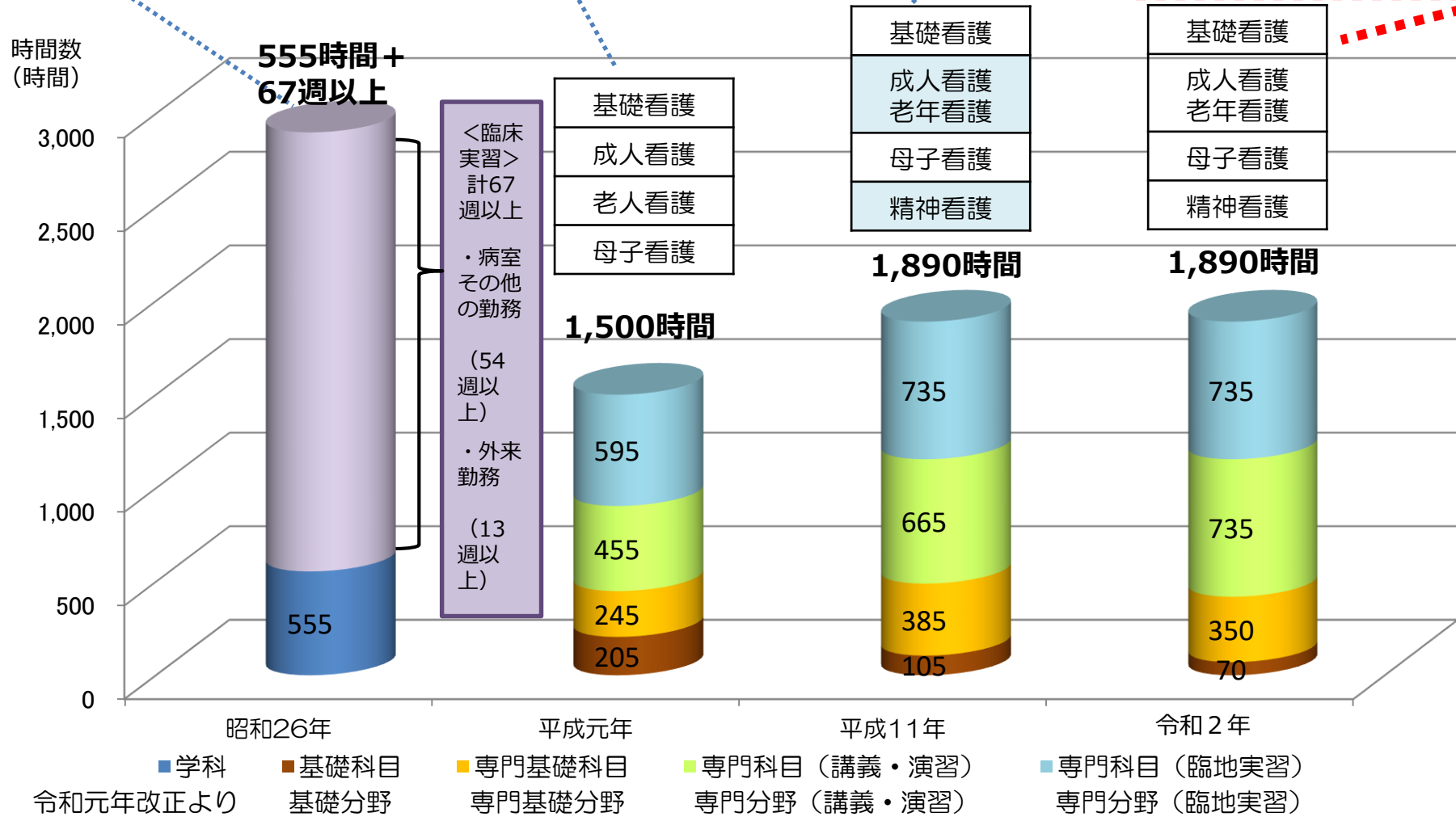
准看護師課程 教育内容の変遷

- 准看護師制度の新設

- 総時間数を1,500時間に規定
- 看護婦課程との連携を考慮し授業科目名・体系を改正
- 実習は臨地実習のみに変更

- 教育内容の充実のため総時間数を増加
- 精神看護の新設
- 老人看護を老年看護に改め成人看護と統合

- 准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標を新たに策定
- 基礎分野において、各専門分野の土台となり、看護師教育との連動を考慮し教育内容を改正
- 専門基礎科目に位置づけられていた看護と倫理、患者等の心理を含む内容を整理し基礎看護の内容を強化



准看護師課程の教育内容見直しのポイント

保健師助産師看護師学校養成所指定規則 別表4（案）

教育内容		時間数
基礎分野	論理的思考の基盤	35
	人間と生活・社会	35
専門基礎分野	人体の仕組みと働き	105
	栄養	35
	薬理	70
	疾病の成り立ち	105
	保健医療福祉の仕組み	35
	看護と法律	
専門分野	基礎看護	385
	看護概論	70
	基礎看護技術	245
	臨床看護概論	70
	成人看護	210
	老年看護	
	母子看護	70
	精神看護	70
	臨地実習	735
	基礎看護	210
	成人看護	385
	老年看護	
	母子看護	
	精神看護	70
総計		1,890

主なポイント

- ・ 時間制及び総時間数（1,890h）を維持
- ・ 養成所間の教育の標準化を図るため「准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」を新たに策定
- ・ 基礎分野は専門基礎及び専門分野の教育の土台となるよう、また看護師教育との連動も考慮し、教育内容を「論理的思考の基盤」「人間と生活・社会」に変更
- ・ 在宅等の多様な場における療養生活を支援する視点が重要であるため、基礎看護や臨地実習においてガイドラインの留意点に追記
- ・ 介護福祉士課程において既に履修した科目の履修を免除することを基礎分野に限り可能とする旨をガイドラインに追記

養成所における教育体制、教育環境の見直しの主なポイント (指導ガイドライン等改正の方向性)

○教員等について

① 看護教員養成講習会の見直し

- 各講習会の重複部分を整理し、受講内容を積み上げられる仕組みとする 等

② 養成所及び実習施設における指導体制の充実化

- 教務支援システム等の情報通信技術（I C T）の活用や学生へのカウンセリング等に関して支援が受けられる体制の確保することが望ましい
- 実習指導教員について、業務経験を明確にするとともに、専任教員とともに実習施設以外の場面においても学生の指導を行う体制を促進する 等

○実習施設について

- 人々の療養の場の多様化を勘案し、一定の質を担保した上で多様な場での実習を推進する
- 人々の療養の場の多様化に対応した看護実践能力を学生が習得できるよう、病院以外の場における実習の単位数に上限を設けない 等

○教育環境について

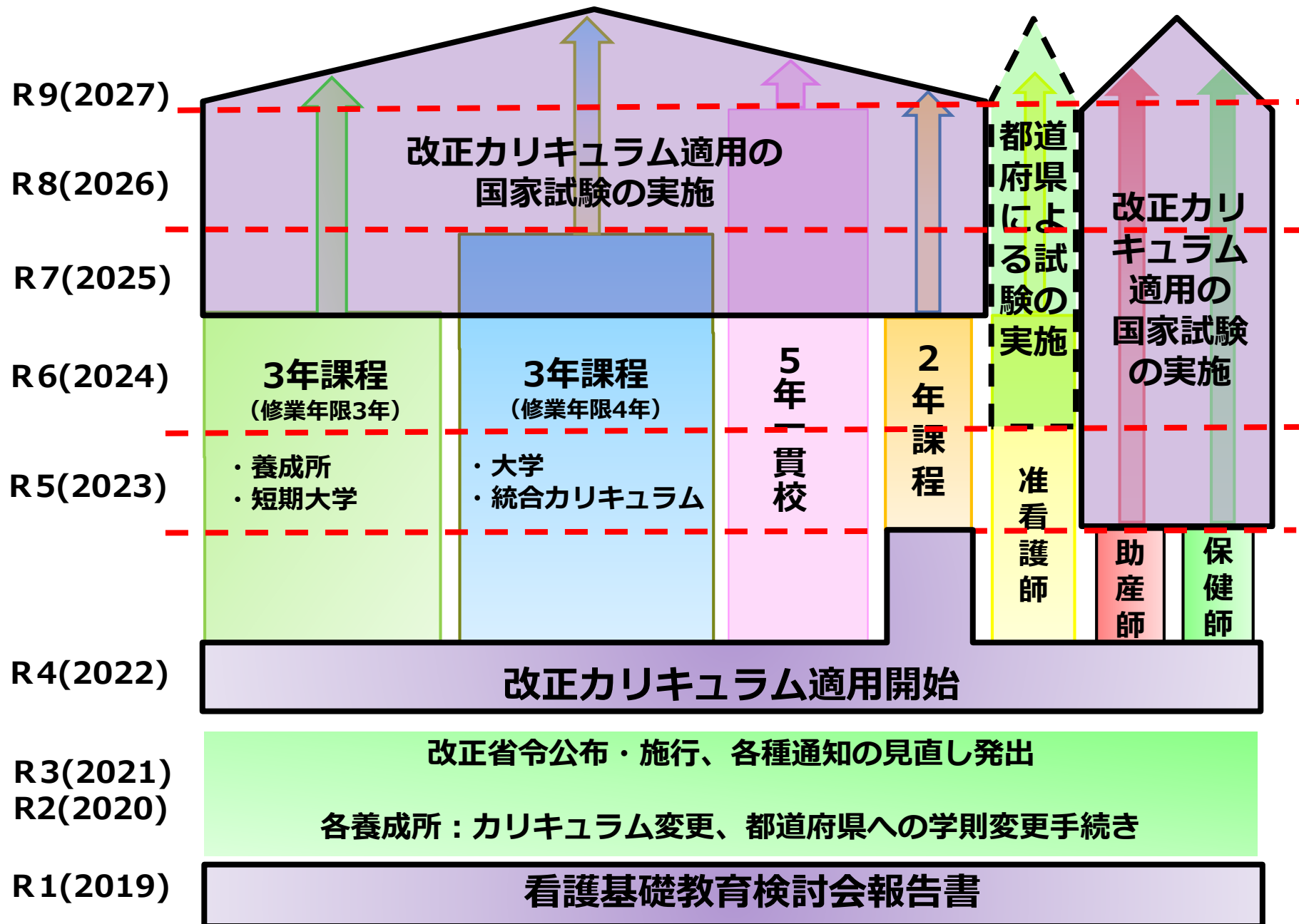
- 施設の諸条件を考慮し、教育効果を十分に上げられる場合は、40人以上を超える学生に対し同時に授業を行うことができる
- 施設体制を養成所における遠隔授業の実施が可能 等

改正カリキュラム適用のイメージ（案）

第10回 看護基礎教育検討会

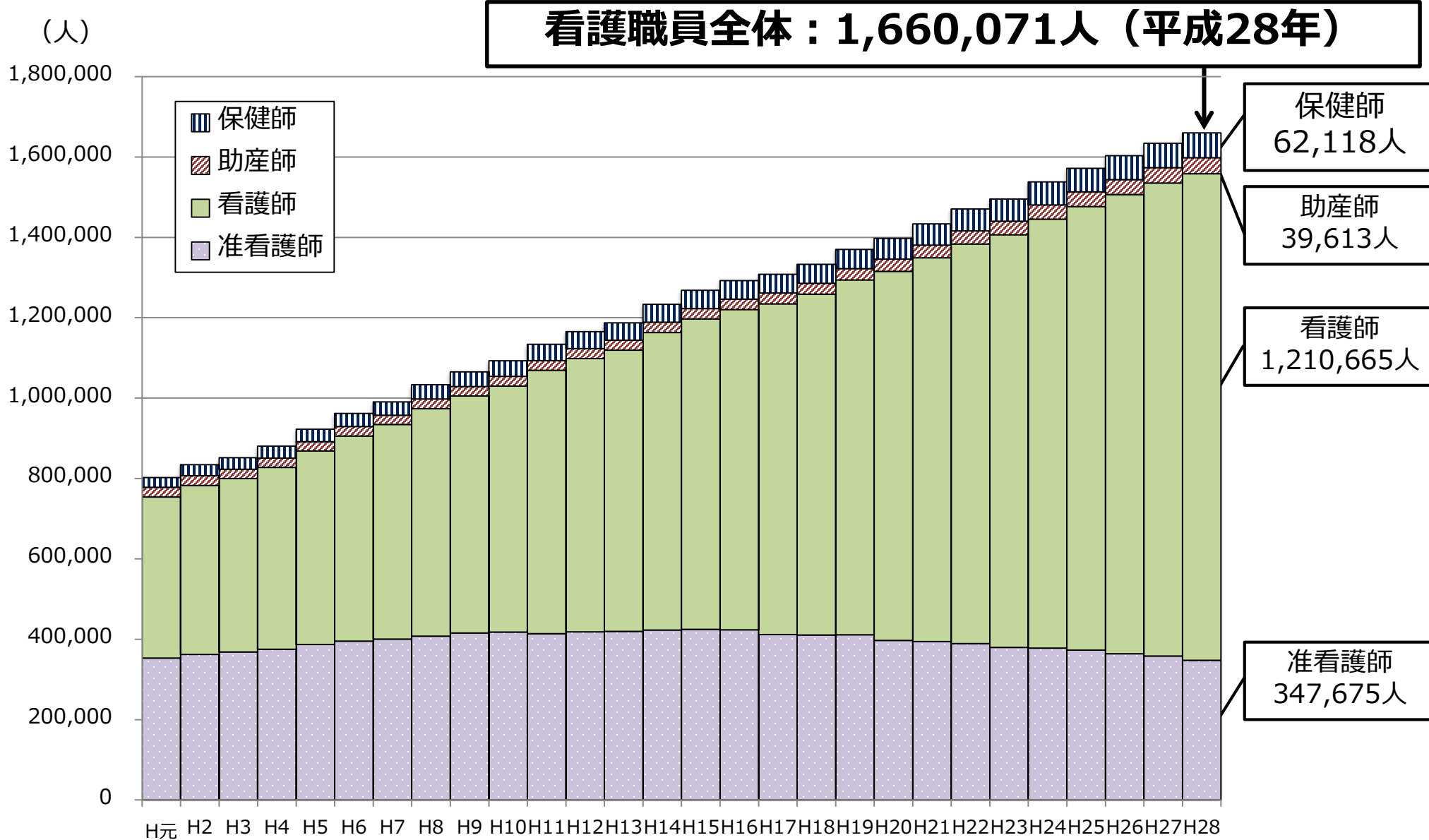
参考資料 1

令和元年 9月30日

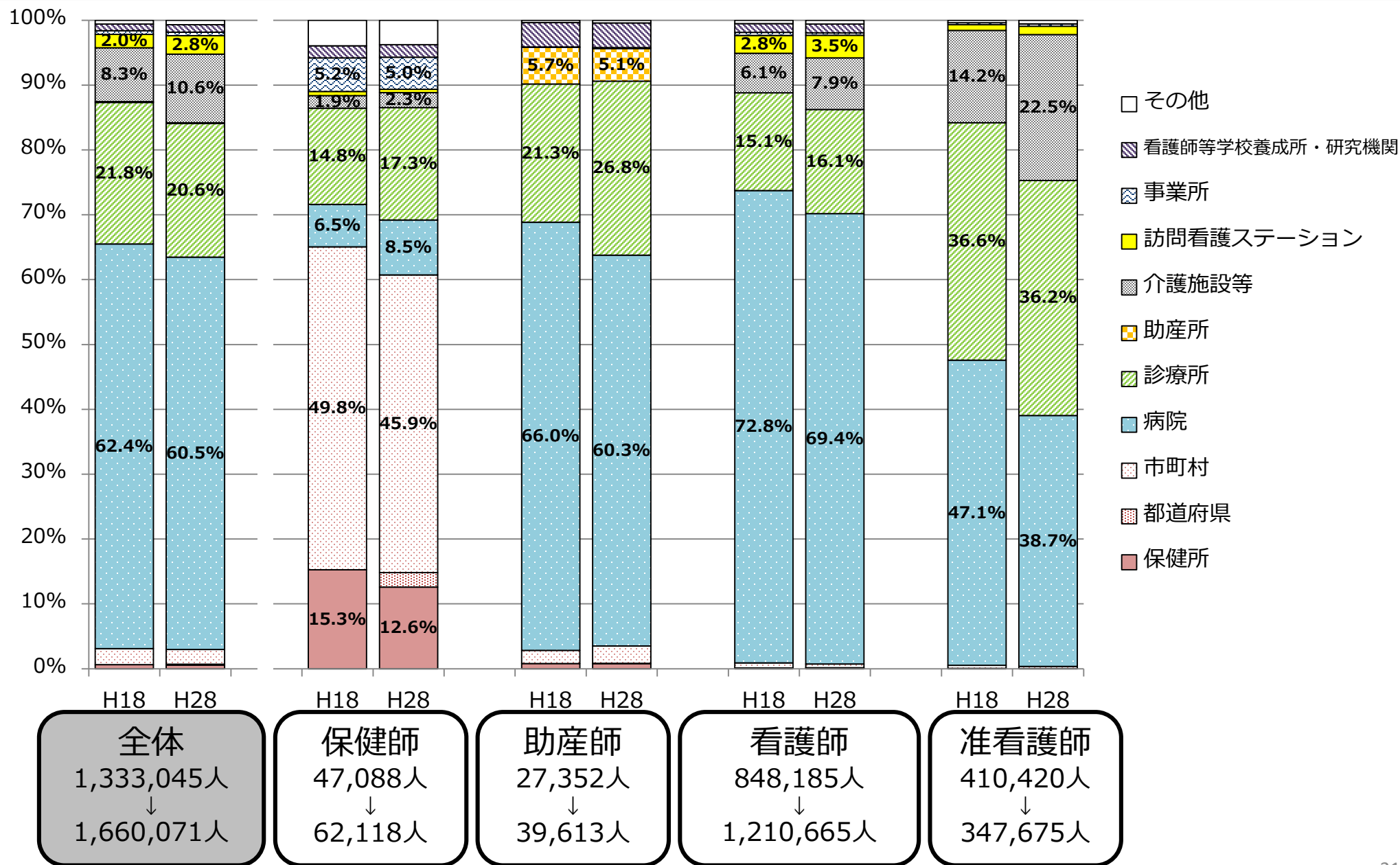


1. 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正
2. 看護職員の就業状況と確保対策について
3. 国家試験について
4. 行政処分・再教育研修について

看護職員就業者数の推移



看護職員の就業場所の推移（平成18年→平成28年）



医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会 中間とりまとめ 概要 3

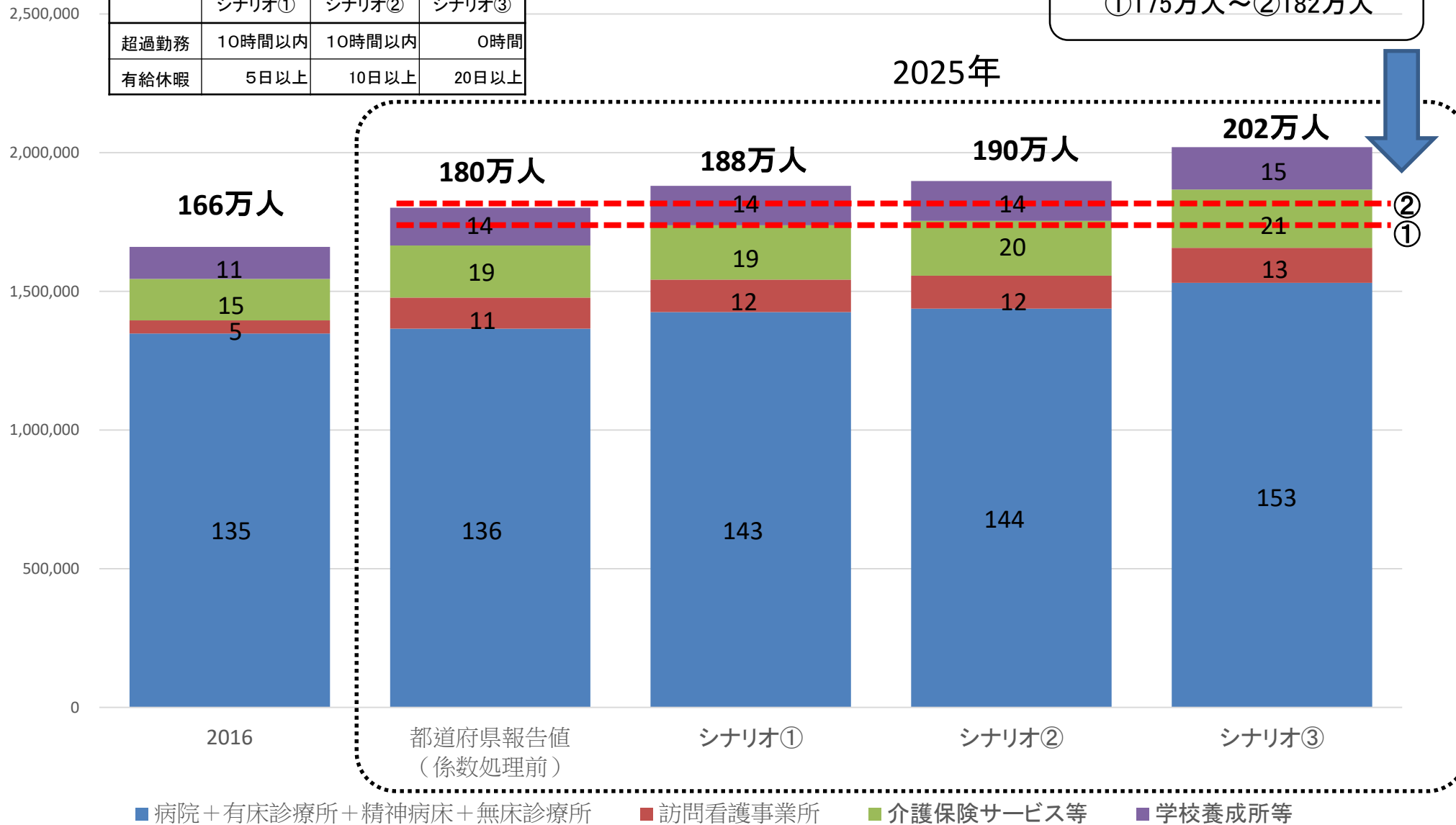
2025年における全国ベースの需要と供給

【シナリオ設定条件】

	シナリオ①	シナリオ②	シナリオ③
超過勤務	10時間以内	10時間以内	0時間
有給休暇	5日以上	10日以上	20日以上

【供給推計】

①175万人～②182万人



看護職員確保に向けた施策の柱

- 看護職員の確保策については、「新規養成」「復職支援」「定着促進」の3本柱の推進に加え、地域の実情に合わせた地域・領域別偏在の調整を行う。

【新規養成】

【復職支援】

【定着促進】

（１）看護学生の学習環境の整備等による新規養成

- ・看護学生に学習しやすい環境を提供するため、看護師等養成所の整備や運営に対する補助を実施。
- ・看護関係資格の取得を目指す社会人経験者が、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（専門実践教育訓練）を受講した場合の給付の実施。

（２）看護職員の復職支援の強化（看護師等人材確保促進法改正 平成27年10月1日施行）

- ・看護師等免許保持者について一定の情報の届出制度を創設し、離職者の把握を徹底。
- ・都道府県ナースセンターが、離職後も一定のつながりを確保し、ライフサイクル等を踏まえて適切なタイミングで復職研修等の必要な支援を実施。

（３）勤務環境の改善を通じた定着促進

- ・看護職員を含めた医療従事者全体の勤務環境を改善するため、医療機関による自主的な勤務環境改善の取組を促進し、都道府県医療勤務環境改善支援センターが医療機関の取組を支援。（医療法改正 平成26年10月1日施行）
- ・院内保育所の運営・施設整備や仮眠室・カンファレンスルーム等の新設・拡張など、勤務環境改善に対する支援を実施。

【地域・領域別偏在の調整】

- ・「地域に必要な看護職の確保推進事業」を全国に展開するための、事業の実施支援、好事例の分析、情報共有の促進。

ナースセンターによる看護職員の復職支援の強化

都道府県ナースセンターによる看護職員の復職支援を強化するため、看護師等人材確保促進法を改正（平成27年10月1日施行）

- **看護師等免許保持者による届出制度の創設** - 看護職員が病院等を離職した際などに、連絡先等を都道府県ナースセンターへ届け出る（努力義務）
- **ナースセンターの機能強化** - 復職に関する情報提供など「求職者」になる前の段階から総合的な支援、就職あっせんや復職研修の一体的実施などニーズに合ったきめ細やかな対応
 - 事業運営について地域の医療関係団体が協議、ハローワーク等と密接な連携、支所等の整備による復職支援体制の強化

都道府県ナースセンター

※看護師等人材確保促進法に基づき、看護師等への無料の職業紹介等を実施する、都道府県知事が指定する法人

届出情報に基づき、離職後も一定のつながりを確保し、本人の意向やライフサイクル等を踏まえて、積極的にアプローチして支援

【支援の例】

- ・復職意向の定期的な確認
- ・医療機関の求人情報の提供
- ・復職体験談等のメールマガジン
- ・復職研修の開催案内
- ・「看護の日」等のイベント情報
- ・その他復職に向けての情報提供

届出データベース
「とどけるん」

離職時の届出

※代行届出も可

届出

ニーズに応じた
復職支援

医療機関等に勤務する
看護師等



復職

離職

離職中の看護師等

- ・子育て中
- ・求職中
- ・免許取得後、直ちに就業しない
- ・定年退職後 など



助言等



都道府県看護協会が
医師会、病院団体等と
ナースセンターの事業運
営について協議

連携



ハローワークや医療勤務
環境改善支援センター
等と密接に連携

支援体制
強化



より身近な地域での復
職支援体制を強化（支
所等の整備）

看護学生の実習に関する国民向けPR動画

看護学生の実習の必要性に関する理解・協力などを周知することを目的として、動画及びポスターをご活用いただけるようにホームページに掲載しています。



●●●動画掲載先●●●

ホーム > ソーシャルメディア > 動画チャンネル >
厚生労働省動画チャンネル (YouTube) >
YouTube 厚生労働省動画チャンネル >



看護学生の実習とは～実際と生の声をお届け～

https://www.youtube.com/watch?v=u_rpdYQLwIc

●●●ポスター掲載先●●●

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 >
健康・医療 > 医療 > 看護関連政策 >
看護師等の養成について > 看護学生の実習受入促進について >



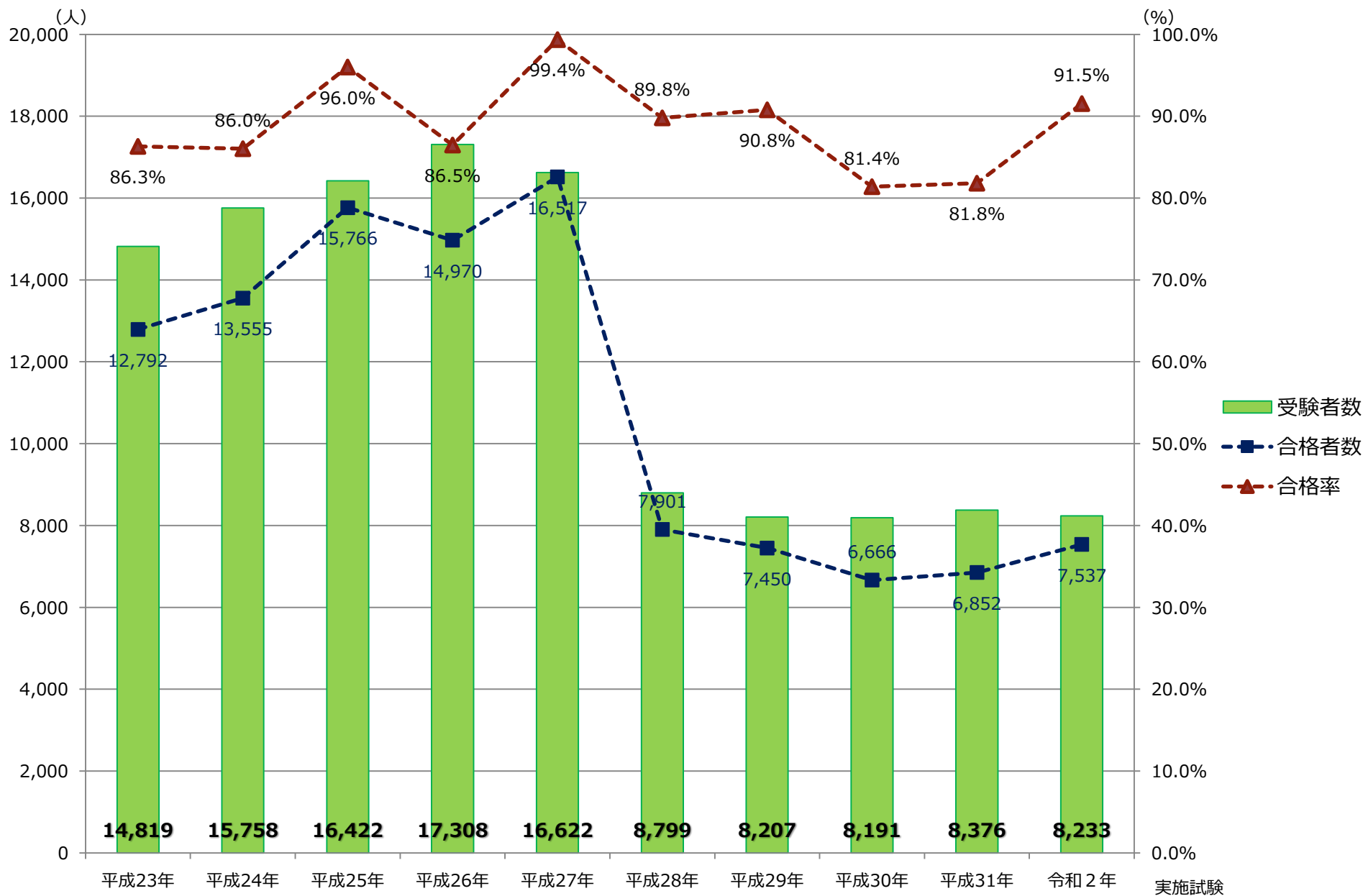
看護学生実習国民向けPRポスター

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000193285.html>

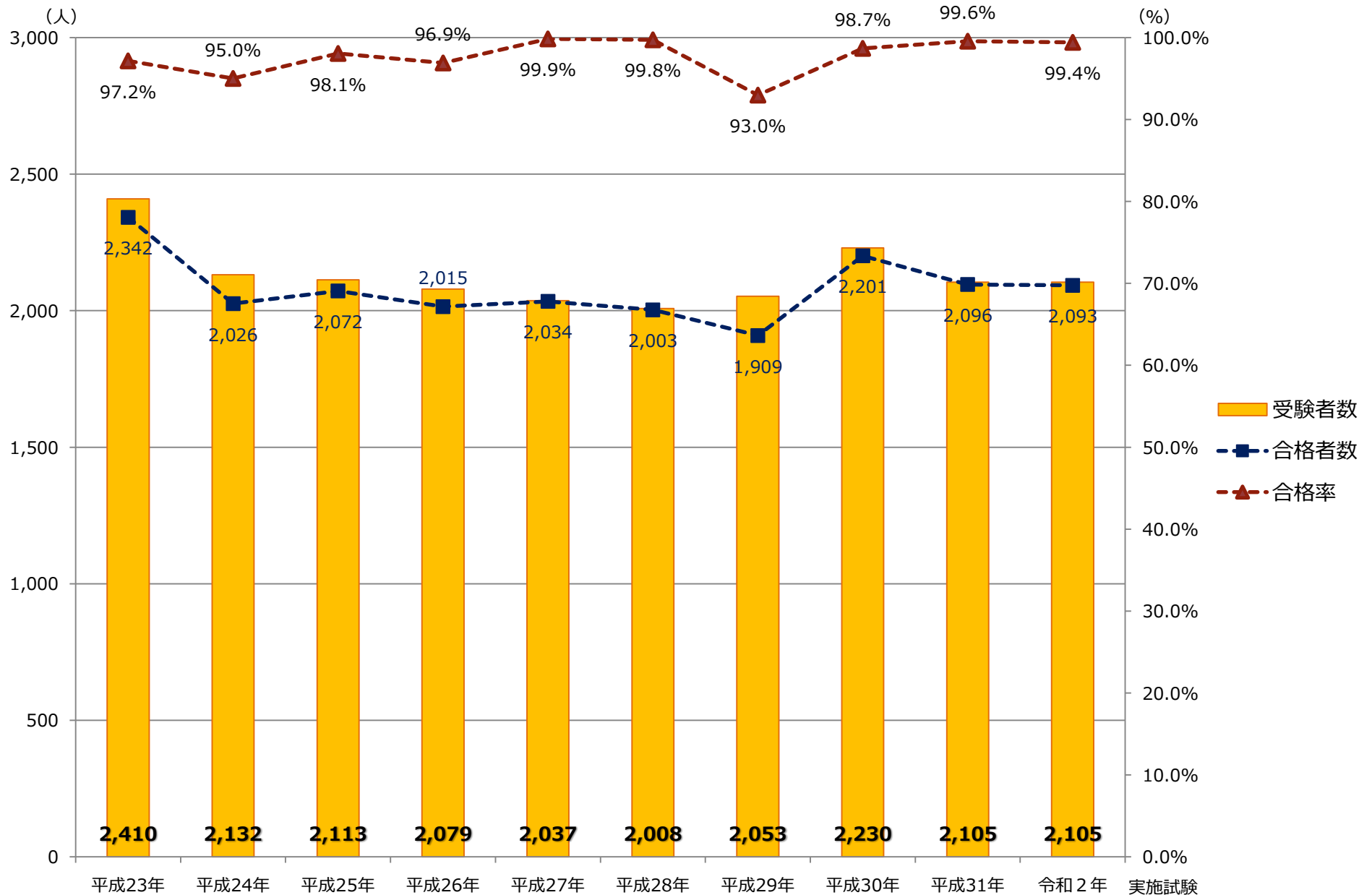


- 1．保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正
- 2．看護職員の就業状況と確保対策について
- 3．国家試験について
- 4．行政処分・再教育研修について

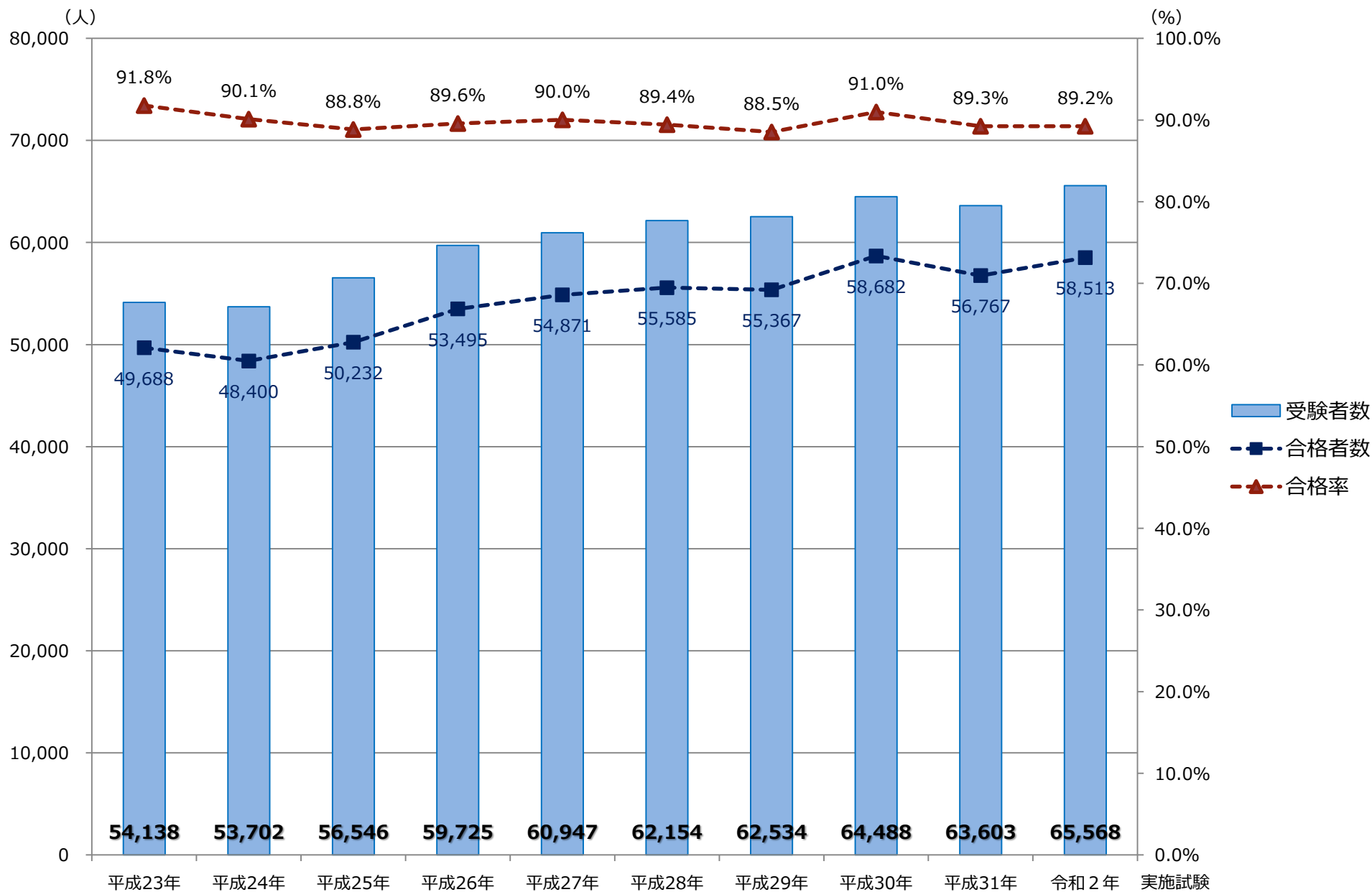
保健師 国家試験実施状況及び合格率の推移



助産師 国家試験実施状況及び合格率の推移



看護師 国家試験実施状況及び合格率の推移



受験手続きの流れ

(令和3年2月実施の看護師等国家試験)

【令和2年8月3日】官報による国家試験の公示



【令和2年11月13日～12月4日】

保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験の受験に必要な書類の作成・提出

★看護師等学校養成所を修業（卒業）していない者の場合は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出



令和3年2月12日	保健師国家試験
令和3年2月11日	助産師国家試験
令和3年2月14日	看護師国家試験



【令和3年3月12日午後2時まで】修業証明書又は卒業証明書を提出



【令和3年3月12日午後2時まで】修業証明書又は卒業証明書が提出できない場合は、修業判定証明書又は卒業判定証明書を提出

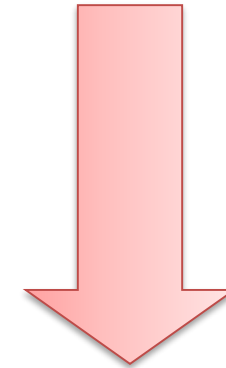


【令和3年3月19日午後2時まで】修業証明書又は卒業証明書を提出



※ピンクの四角内の作業は
個人又は学校単位で実施

国家試験受験者として登録



保健師助産師看護師国家試験における Web公募システムについて

Web公募システムは、web上で以下の内容が登録できるシステムです。

- ①試験問題
- ②視覚素材
- ③状況設定問題のもととなる情報（匿名化された事例やデータ、状況等）

«本システムの運用により国家試験及び登録者にもたらされる効果»

- 臨地で実践している看護師等からの意見が反映される
- 実践能力を的確に評価できる問題の素案が提供される
- 新人研修についての理解が促進される
- 臨地における継続教育として有効である

⇒ 公募の機会を**臨地にも拡大させることが重要！**

U R L : <http://www.newpass.mhlw.go.jp>

QRコード



Web公募システムに登録された情報の活用イメージ

«もとなる情報の登録例»

出生体重2,350 g。
出生30分後のバイタルサインは、呼吸数100／分、心拍数150／分、経皮的動脈血酸素飽和度98%。
呼吸障害あり。
胸部エックス線撮影を実施。



«実際に出題された試験問題»

次の文を読み問いに答えよ。

児の出生体重は2,350 g。病棟で保育器に収容し、room airで呼吸状態を観察していた。出生30分後のバイタルサインは、呼吸数100／分、心拍数150／分、経皮的動脈血酸素飽和度 $\text{SpO}_2 > 98\%$ で陥没呼吸および呻吟が認められた。胸部エックス線写真を別に示す。

問い

次に行う治療で適切なのはどれか。

1. 胸腔穿刺
2. 胸骨圧迫
3. 経鼻的CPAP療法
- 4.

**視覚素材のみでも
登録できます！**

- 1．保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正
- 2．看護職員の就業状況と確保対策について
- 3．国家試験について
- 4．行政処分・再教育研修について

行政処分を受けた保健師、助産師、看護師に対する再教育研修について

安心、安全な医療を提供し、国民の医療に対する信頼を確保するため、行政処分を受けた保健師、助産師及び看護師への再教育研修制度の創設等、医療従事者の資質の向上に向けた取組みを推進する。

関係法令：【保健師助産師看護師法（抄）】

第9条（欠格事由）

次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者
- 二 前号に該当する者を除くほか保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
- 三 心身の障害により保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 四 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

第14条 第1項（免許の取り消し等）

保健師、助産師若しくは看護師が第九条各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は保健師、助産師若しくは看護師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 三年以内の業務の停止
- 三 免許の取消し

第15条の2（保健師等再教育研修）

厚生労働大臣は、第十四条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた保健師、助産師若しくは看護師又は同条第三項の規定により保健師、助産師若しくは看護師に係る再免許を受けようとする者に対し、保健師、助産師若しくは看護師としての倫理の保持又は保健師、助産師若しくは看護師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるものを受けるよう命ずることができる。

保健師、助産師及び看護師に対する再教育研修制度の概要

1. 再教育研修の対象

- ◆ 戒告処分及び業務停止処分を受けた保健師、助産師及び看護師
- ◆ 取消処分後に手続きを経て保健師、助産師及び看護師の再免許を受けようとする者

2. 再教育研修の類型

【処分内容と再教育の類型】

- ◆ 戒告 → 集合研修 1 日
- ◆ 業務停止 1 年未満 → 集合研修 2 日 + 課題研修
又は集合研修 2 日 + 個別研修 20 時間以上
- ◆ 業務停止 1 年～2 年未満 → 集合研修 2 日 + 個別研修 80 時間以上
- ◆ 業務停止 2 年以上 → 集合研修 2 日 + 個別研修 120 時間以上

3. 再教育研修の内容

① 集合研修

1日目（対象者全員に対して実施）

- ◆ 看護職の倫理と責任
 - ・ チーム医療とコミュニケーション
 - ・ 患者－医療従事者間のコミュニケーション

2日目（業務停止処分以上の者に対して実施）

- ◆ 医療安全確保に必要な知識と看護業務の安全確保



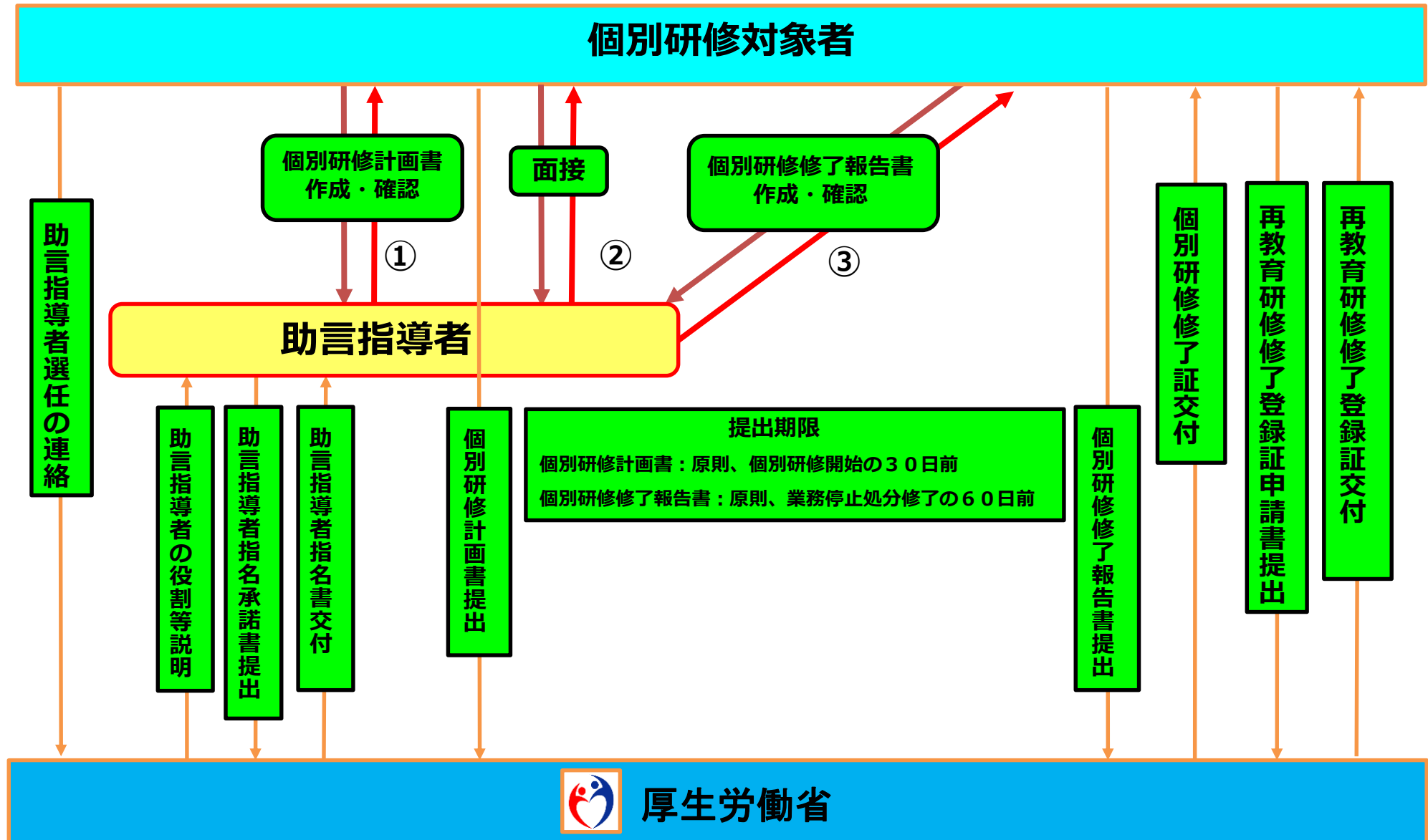
② 課題研修

- ◆ 国民に対し安心、安全で、質の高い医療及び看護を提供することに資するものとすることから、まず、職業倫理や看護技術のうち医療安全等に関する課題レポートのテーマを選択し、テーマに関する書籍を1冊以上読み、それに加え、関連する文献を読む又は関連する研修・講演を受けるなどした上で、課題レポートを作成する。
- ◆ 研修対象者は、厚生労働大臣（医政局看護課）に対し、課題研修修了報告書を作成し、課題レポートを添えて提出する。

③ 個別研修

- ◆ 病院等における業務の見学やシミュレーターを用いた演習、カンファレンスへの参加、ボランティア活動等、現場に復帰後、国民に対し安心、安全で、質の高い医療及び看護を提供するために役立つもの。ただし、免許の停止中又は失効した者であるので、業務独占行為を伴う実務研修は行うことができない。
- ◆ 研修を受ける場合、助言、指導を行う助言指導者を選任しなければならない。
- ◆ 研修対象者は、厚生労働大臣（医政局看護課）に対し、個別研修の開始前に計画書を、修了後に報告書を作成し提出する。

個別研修の流れ



助言指導者について

助言指導者の要件

- ① 個別研修対象者と親族関係にない者であること。
 - ② 保健師、助産師又は看護師免許取得後5年以上経過している者であること。
 - ③ 助言、指導等を行うのに必要な知識・技術を有し、次のいずれかに該当する者であること。
 - ◆ 医療機関の看護管理者や看護教育担当者、医療安全管理担当者等
 - ◆ **個別研修対象者が卒業した学校養成所等において、専任教員レベル以上の者**
 - ◆ **看護関係団体の卒後教育担当者等**
 - ◆ 上記に掲げる者と同等以上の知識・技術を有すると認められる者
- 助言指導者を複数選任する場合は、①から③までの全ての要件を備えた助言指導者を必ず1人は選任することとし、他の助言指導者を選任する場合は、要件①を必ず満たす助言指導者を選任する。
- 個別研修計画書及び個別研修修了報告書への署名捺印は上記の全ての要件を備えた助言指導者が行う。

助言指導者が行う助言・指導

- ① 個別研修計画書の作成にあたり、助言・指導を行う。
- ② 個別研修対象者との面接を、個別研修開始前と終了後（個別研修期間が3月以上にわたる場合は、月1回程度）に行う。
- ③ 個別研修修了報告書の作成にあたり、助言・指導を行う。

【面接について】

- 助言指導者との面接は、個別研修計画書どおり研修を修了できるよう、進捗管理のほか、倫理面にも配慮する観点から行う。個別研修開始前と修了後には、書類作成の必要上、助言指導者と面接する。
- 個別研修期間が3月以上にわたる場合は、月1回程度面接を行うよう研修計画に組み込む。
- 実際に面接した年月日を個別研修修了報告書に記入する。

Nursing Nowキャンペーンについて



Nursing Now Campaignの概要

- **看護職への関心を深め、社会への貢献を最大にすることが目的。**
- 2020年のナースンゲール生誕200年記念の一環として実施。
- 英国グローバルヘルスに関する議員連盟が提唱し始まった2018年～2020年の3か年のキャンペーン。
- 英国のレポートで、社会の中で看護師は、人々の健康、ジェンダー平等、そして経済発展に貢献すると報告されている。
- 世界保健機関（WHO）、国際看護師協会（ICN）などが連携。
- 現在100カ国以上の国が参加。



<https://www.nursingnow.org/>



日本のNursing Now キャンペーンの概要

- 2019年5月11日、Nursing Nowキャンペーン実行委員会（Nursing Now Campaign in Japan : NNCJ）が発足（厚労省：オブザーバー）
- 期間 2019年5月11日～**2021年6月30日**
- 日看協web特設サイトで活動を国内外へ情報発信
- **2021年1月20日・21日イベント**（開催時期を変更しました）
「Nursing Nowフォーラム・イン・ジャパン」及び「看護の日」30周年記念イベント等を開催予定

延長！



ポータルサイト https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/nursing_now/nncj/

【参加団体：30】日本看護協会・日本看護連盟（Nursing Nowローカルグループ）、日本助産師会、全国保健師長会、日本精神科看護協会、日本看護学校協議会、日本訪問看護財団、全国訪問看護事業協会、日本看護系大学協議会、日本私立看護系大学協会、全国保健師教育機関協議会、全国助産師教育協議会、認定看護管理者会、看護系学会等社会保険連合、笹川保健財団、木村看護教育振興財団、WHOプライマリーヘルスケア看護開発協力センター／聖路加国際大学、災害健康危機管理WHO協力センター／兵庫県立大学地域ケア開発研究所、国立国際医療研究センター、日本赤十字社医療事業推進本部看護部、労働者健康安全機構、国立大学病院看護部長会議、社会福祉法人 恩賜財団済生会、日本私立医科大学協会病院部看護部長会、地域医療機能推進機構、全国国立病院看護部長協議会、全国自治体病院協議会看護部会、国家公務員共済組合連合会、日本産業保健師会、日本看護系学会協議会

【後援団体：13】日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会、全国自治体病院協議会、全国老人保健施設協会、全国老人福祉施設協議会、全国社会福祉協議会、日本労働組合総連合会、ささえあい医療人権センターCOML（2019年5月11日現在）